

第百五十回国参議院經濟・産業委員会會議録第五号

平成十二年十一月二十二日(水曜日)
午前九時四十五分開会

委員の異動

十一月十六日

辞任

但馬 久美君

補欠選任

続 訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

加藤 紀文君

保坂 三蔵君

山下 善彦君

円 より子君

山下 芳生君

梶原 敬義君

委員

加納 時男君

倉田 寛之君

陣内 孝雄君

畑 恵君

真鍋 賢二君

足立 良平君

平田 健二君

本田 良一君

藁科 満治君

山下 栄一君

西山登紀子君

水野 誠一君

渡辺 秀央君

國務大臣

通商産業大臣

平沼 赳夫君

政務次官

通商産業政務次官

坂本 剛二君

通商産業政務次官
伊藤 達也君

事務局側
常任委員会専門員
塩入 武三君

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(加藤紀文君) ただいまから經濟・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、但馬久美君が委員を辞任され、その補欠として続訓弘君が選任されました。

○委員長(加藤紀文君) 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。平沼通商産業大臣。

○國務大臣(平沼赳夫君) 中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、中小企業者の信用力、担保力を補完し、その事業資金の融通を円滑にすることを目的とし、信用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業総合事業団が保険を引き受けるものであり、保証債務残高は平成十二年三月末現在で四十三兆円を超える規模に達しております。

今日の中小企業をめぐる金融情勢は、一昨年に

おける未曾有の貸し渋りの時期と比べれば顕著に改善しているものの、金融システム改革や金融機関の再編強化は道半ばであり、いまだ厳しい状況から脱却したとは言えない状況にあります。

こうした中で、一昨年十月に貸し渋り対策のための臨時異例の措置として創設された中小企業金融安定化特別保証制度の期限が来年三月末に到来すること踏まえ、間接金融に多くを依存せざるを得ない中小企業者に対し、中小企業信用補完制度の充実を図ることにより、円滑な資金供給を確保するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
本法律案は、中小企業に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図る措置を講ずるため、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正しようとするものであります。

まず第一に、中小企業信用保険法を改正し、無担保保険の付保限度額を現行の五千万円から八千万円に引き上げること、大型倒産や災害等の環境激変に対応した経営安定関連保証について対象範囲の拡大を行うこと等の措置を講じます。

第二に、中小企業総合事業団法を改正し、中小企業総合事業団の中小企業信用保険業務に係る資金繰りを円滑にするため、同事業団が金融機関から短期借入金を行うことを可能とするための措置を講じます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(加藤紀文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(加藤紀文君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案について、交通・情報通信委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤紀文君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

次回は来る二十七日午前九時四十分の開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前九時四十九分散会

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願(第九五〇号)

一、フランチャイズ法(仮称)の制定に関する請願(第一〇二三号)

第九五〇号 平成十二年十一月八日受理

原案推進反対、脱原発への政策転換に関する請願
請願者 大阪府門真市北東本町三七ノ二九

松本剛一 外四十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第一〇二三号 平成十二年十一月九日受理

フランチャイズ法(仮称)の制定に関する請願

請願者 名古屋市長上飯田南町五ノ七九
ノ五 後藤徹 外百四十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。